

令和4年度 第2回鳥取県地域自立支援協議会
医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会 次第

日 時 令和5年2月22日(水)
午前9時30分から午前11時30分まで
場 所 オンライン会議 (CiscoWebex)
会場：県庁議会棟第14会議室

1 開会

2 議事

(1) 圏域ごとの現状報告(資料2)

- ・西部
- ・中部
- ・鳥取市
- ・東部4町

(2) 県からの報告

- ・災害対策に係る取組 (資料3)
- ・令和4年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修・医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修結果概要(資料4)

(3) 医療的ケア児等支援センターの取組報告(資料5)

(4) 医療的ケア児等の送迎支援事業(案)について(資料6)

3 その他

- ・令和5年度医療的ケア児者に関わる県事業(案)(資料7)
- ・

4 閉会

R4鳥取県地域自立支援協議会【医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会】（第2回）名簿

【委員】

	氏名	所属・職	備考
1	光岡 芳晶	鳥取県相談支援専門員協会代表理事	
2	中井 恭子	就労継続支援A型事業所フレンズ管理者	
3	長谷川 麻野	鳥取市基幹相談支援センター相談支援専門員	
4	保木本 悠二	社会医療法人明和会医療福祉センター相談支援センター サマーハウス副主任ソーシャルワーカー	
5	服部 智大	智頭町福祉課 主任	
6	黒田 昌典	倉吉市福祉課係長	
7	橋本 剛	米子市障がい者支援課担当課長補佐	

【オブザーバー】

	氏名	所属・職	
1	玉崎 章子	医療法人同愛会 博愛こども発達・在宅支援クリニック 院長	
2	汐田 まどか	鳥取県立総合療育センター 院長	
3	藤原 美江子	特定非営利活動法人このゆびと一まれ 理事長	
4	谷川 英里	鳥取県立中部療育園 次長	
5	坂本 万理	公益社団法人鳥取県看護協会 ナーシングデイこすもす 所長	
6	吉田 浩之	鳥取県立鳥取養護学校 教頭	新
7	後藤 幸子	鳥取県立皆生養護学校 PTA会長	
8	中村 瑞枝	鳥取市障がい福祉課 知的障害者福祉司	

【事務局】

	氏名	所属・職	
1	小谷 智子	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課 課長	
2	中嶋 浩一	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 課長補佐	
3	東口 卓央	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 主事	
4	遠藤 紅弥	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 課長	
5	内藤 佐弥子	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 課長補佐	
6	新 泰洋	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 係長	
7	岡田 梨沙	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 保健師	

鳥取県地域自立支援協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(協議する事項)

第2条 協議会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を協議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 障がい者及び障がい児が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制の構築に関する事項
- (2) 圏域において生じている県全域又は広域にわたる課題に関する事項
- (3) 地域の社会資源の実情把握及び情報の共有並びに県全域にわたる社会資源の開発及び改善に関する事項
- (4) 圏域ごとの相談支援体制の状況の評価及びアドバイザーの活用等に関する事項
- (5) 相談支援従事者等の研修のあり方に関する事項
- (6) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進及び進行管理に関する事項
- (7) その他前各号に掲げる事項に関連する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育・雇用関係機関に属する者
- (4) 障がい者又はその家族
- (5) 相談支援事業者
- (6) 圏域の地域自立支援協議会の関係者
- (7) 関係行政機関の職員

3 前条に定める協議する事項に関して、調査、研究等を行うため、委員の半数以上が必要であると認める場合は、専門部会を設置することができる。

(委員)

第4条 委員は、その協議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(座長)

第5条 協議会に座長、副座長をそれぞれ1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、座長（座長が定まる前にあつては協議会の庶務を行う所属の長）が招集し、座長がその議長となる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 第3条第3項の規定による専門部会に関して、必要があると認めるときは、委員以外の者であつて、専門性を要する事項に関して意見を述べる者が、オブザーバーとして招聘することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課において行う。

附 則

この要綱は、平成25年10月11日から適用する。

この要綱は、平成29年11月20日から適用する。

この要綱は、平成30年4月11日から適用する。

西部圏域における状況報告

1 各圏域部会の開催状況

第2回

日時：令和5年2月15日（水）

内容：

- (1) 災害対策について
- (2) 西部地区市町村の動きについて
- (3) 令和5年度県事業予算（案）について

2 医療的ケア児における災害時の対応について

○災害時モデルケースの検証状況

【モデルケースの概要】

掲載省略

【検証結果】

作成したノートをもとに、関係者、関係機関との共有の機会を持つ予定であったが、対象者の体調変化などのため、実施することができなかった。

○モデルケースの検証から見えた災害時対応ノートの改善点及び提案

- ・実際の避難の際には、個別避難計画とは別により詳しい災害時対応ノートが必要。

3 その他

鳥取県中部圏域における状況報告

1 中部圏域部会の開催状況

○令和4年度

第1回 令和4年10月24日(月)

【概要】・中部圏域における医ケア児者の避難計画作成

＜内容＞ モデルケースの選定
参加者の選定

・日常生活用具給付等事業について

＜内容＞ コロナ感染症対策のための医ケア児に対する口腔ケアについて、口腔スポンジやチューブを消毒するための消毒液などが給付対象とならないか。

第2回 令和4年12月15日(木)

【概要】・医ケア児者の送迎支援事業(案)について

＜内容＞ 県事業に対する意見交換

・災害対応ノートのシュミレーション結果について

＜内容＞ 前回モデルケースを選定し、ノートの記載などを実施した結果の振り返り。

2 医療的ケア児における災害時の対応について

○災害時モデルケースの検証状況

モデル ケース①	<p>第2回部会において、部会メンバー及び当事者家族によるモデルケースの検証結果を共有。</p> <p>【モデルケースの概要】</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto;">掲載省略</div> <p>【検証内容】</p> <p>＜当事者家族＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に家族や普段関わっている支援者と離れてしまった場合などに、ノートが重要な役割を担う。 ・障がい特性によって、ノートの項目に過不足が生じる。 ・当事者等が保管する際には、紙媒体よりはデータ化して保管したい。 ・避難所へ避難する際に電源などの確保ができるか心配。 ・誰にあてて書いているのか分からない。 ・変更があった場合、紙ベースではない方が良いと思った。QRコード等利用し、インターネットで情報を確認できる仕組みがあれば良いと思った。 <p>＜部会参加者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後のノートの活用、周知について。
-------------	---

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・サポートブックと内容が重複する部分があり、記入が負担であると感じた。・各担当課で共有する必要がある。専門用語で分からない部分もあるので、確認しながら対応する。・誰に見てもらうのか、どういう時に使うのか決めておく必要がある。・市町の資源の確認、必要な方に情報提供できる体制を整えていきたい。 |
|--|--|

鳥取市（東部圏域）における状況報告

1 各圏域部会の開催状況

第1回（鳥取市地域・東部圏域）医療的ケア児等支援ワーキング（鳥取市地域自立支援協議会）

日時：R4.12.19(月)13:30-14:30(鳥取市地域)、14:30-16:00(東部圏域)

内容：災害時対応ノートについて

災害時対応ノートの課題について

災害時対応ノートの周知方法について

災害時対応ノートの利用方法について

学校卒業後の医療的ケア児の行き先について

医療的ケア児等の送迎支援モデル事業(案)について

2 医療的ケア児における災害時の対応について

○災害時モデルケースの検証状況

【モデルケースの概要】

掲載省略

【検証結果】

ノートの共有を行った関係者；ワーキング部長（障害福祉サービス事業所・肢体不自由児父母の会）、
ワーキング副部長（医療機関、相談支援事業所）、
担当相談支援専門員、基幹相談支援センター担当相談員、
医療的ケア児等支援センターマネージャー

関係者との共有方法；母記載のノートを紙にコピーして渡し追記してもらう方法（個人情報部隠して）

モデルケースの検証を通じて感じた課題や効果等；

- ・避難行動要支援者登録の有無についての記載があればよい。
- ・P1 複数の医療機関利用の場合の、優先順位の確認を。
- ・P2 固定電話はつながりにくいので、メールアドレスを追記するといいかも。
- ・P6 災害時の対応について家族や支援者と話し合っていることを記載する、役割分担や災害対応について話し合ったことを経時的に確認できるようにする。
- ・P10 避難方法について、平日日中など介護者が一人の場合、自宅内での垂直避難について共有できるようにする。
- ・P11 避難方法と避難のタイミングをセットで記載する。
- ・中央病院は避難者何人まで受け入れることができるのか？（緊急医療機関のため0人だろう）
- ・各福祉避難所は、入所者・通所者以外の障がい者の受け入れを何人までできるのか？
- ・各福祉避難所は、非常用電源があるのか？どれくらい通電可能か？
- ・P10 災害時の避難先は、家庭で記載すること。（行政側が記載しないこと）

○モデルケースの検証から見えた災害時対応ノートの改善点及び提案

・災害時対応ノートの利用方法について；

- ・自宅で3日間過ごすことを想定して作成。準備物等とともに本人が避難所に持っていくイメージ。持ち歩くのか、誰が持っておくのかについても課題。利用者によって異なると思う。
- ・対応ノートは市の防災訓練で紹介された。鳥取養護学校では配布ではないが玄関に置いて紹介している。
- ・保護者と一緒に今の支援体制の中で誰が中心になって作成するか、今後の課題。
- ・4町は対象者も少ないので、行政や保健師が関わっていく方向。鳥取市の場合、対象者も多い。
- ・医療的ケアが多い場合は特に、相談支援専門員が主での作成は難しい。保護者が支援に関わっている医療的な専門職に相談しながらチームで作成していく方が良いのではないかと。担当者会議も活用しながら、作成に協力してもらえたら。(困った場合、医療的ケア児等支援センターに相談はできるが、個別ケース担当というよりは繋ぐ役目。)
- ・保護者としては、情報は書けるが、誰にむけて何のために書くか(例えば安否確認についてなど)書きづらいところがあった。
- ・ノートをデータにより作成する場合、様式中、関係ない部分を削除するかどうかも迷う。
- ・福祉避難所への避難は本人とキーパーソンの2人で避難を想定。他の家族は含まない。
- ・一旦地域の指定避難所に行き、名簿登録してから福祉避難所に行くというのは医療的ケア児者にとっては困難。この対応ノート作成などを経て、最終的には直接福祉避難所に行ける方向を目指したい。

・災害時対応ノートの周知方法について

- ・医療的ケア児者全員にノート様式配布は想定しにくい。
- ・避難のことを考えると、行政にも把握してもらいたい。(地区担当の保健師と連携できれば相談支援専門員としてはありがたい。)実際に使える対応ノートにしていきたい。
- ・小児慢性自立支援事業登録の中にも医療的ケアの必要な方がいて、保健所として気になる方には電話連絡を取っている。ただ、健診時期を過ぎてしまうと、全体の把握は難しい。

3 その他

- ・鳥取市でも日常生活用具助成にR4.4月から自家発電機が加わったので、必要な方に周知したい。
- ・災害に関する3つの制度について(避難行動要支援者制度個別避難計画・災害後の生活支援制度・災害時対応ノート)、対象者に応じて整理して説明・利用できるようにしたい。東部圏域の計画相談ワーキングで共有中。
- ・ハザードマップに、非常用電源について記載が欲しい。
- ・避難行動要支援者名簿の登録も進めたい。

東部 4 町における状況報告

1 各圏域部会の開催状況

若桜町－対象者不在のため常設の部会無し。対象者や議題が生じた際に開催予定。

智頭町－対象者不在のため常設の部会無し。対象者や議題が生じた際に開催予定。

岩美町－今年度は未開催。議題が生じた際に随時開催。対象児童数 2 名。

八頭町－年に 1 度、福祉課・教育委員会・委託相談支援事業所の 3 者で協議を実施。

対象児童数 3 名。

関係機関で情報共有を行う。保護者からは通学支援（単町事業）を受けることで安心して学校に通学できるといった好意的な意見をもらっているが、冬季は積雪が予測されるため通学支援が難しいこと、同乗する看護師が不足していること、車両が古くなっているが買い替えの予算確保が難しい等の課題があることも報告された。看護師の不足については、町で人材確保をすることができたが、その他の課題については継続協議となった。

2 医療的ケア児における災害時の対応について

○災害時モデルケースの検証状況

【モデルケースの概要】

モデル ケース	<p>【モデルケースの概要】</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 150px; margin: 20px auto; padding: 5px;">掲載省略</div> <p>【検証状況】</p> <p>対象児の母とノート作成後に準備物品の不足等について話し合い、備えを進めている状況。</p>
------------	---

【検証結果】

災害時対応ノートの共有先や共有方法についての関係者による協議が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響もあり実施できておらず、現時点ではまだノートの共有には至っていないが、今後協議を行う予定である。

なお、共有にあたっては、行政（福祉部署・防災部署・子育て支援部署）、訪問看護、相談支援事業所・福祉サービス事業所・学校・地域役員等が共有先として考えられるが、個人情報保護やプライバシー保護の観点からの問題も考えられるため、どの範囲にどのように共有するか検討が難しい。

○モデルケースの検証から見た災害時対応ノートの改善点及び提案

- ・誰が主導して作成していくのかがハッキリしていないと、次のケースに取り組む際に初めの一步が難

しい。

- ・避難行動要支援者台帳と東部独自の取組、災害に備えた取組が他にもあり、使い分けを分かりやすくすることが必要（どれに取り組むべきか混乱する）。東部圏域用に活用の手引きを作成予定。
- ・災害時対応ノートを作成は有益だと考えるが、内容は平時の備えや災害発生後の支援に関するものであるため、ノートの作成とは別に、災害発生時の避難方法等についても検討する必要がある。その部分についても県の支援をお願いしたい。

3 その他

- ・生活介護の受け入れ先が不足している。特別支援学校卒業時に生活介護の受入先が見つからず、居宅介護と訪問看護を使いつつ在宅で対応せざるを得ず両親が仕事を続けることにも支障が出ている例があるとのこと。特に医療的ケアと行動障害がある場合の受け入れ先の確保が難しく（難しさでいくと 行動障害＞医療的ケア）、受け入れ可能な事業所も少なく、可能な場合も人数に限られるため特に特別支援学校が卒後に移行に困っている。
- ・事業所の数はあっても体制が整っておらず受け入れが難しいのか、そもそも事業所の数（キャパシティ）が不足しており受け入れられないのか、原因をまず確認していく必要がある。
- ・生活介護については報酬面でも課題がある。放課後等デイサービス利用者が年齢到達で生活介護に移行する場合、同じ事業所で両サービスを提供していた例で、生活介護に移行し利用時間が長くなったにも関わらず放課後等デイサービスの時より報酬が少なくなった場合がある。せめて報酬面で同等水準でないと生活介護の指定を受けようとする事業所は増えない。との声あり。報酬の見直しを県・国に要望していきたい。

令和 5 年 2 月 22 日

子ども発達支援課

日吉津村における医療的ケア児等避難訓練について（報告）

1 目的

災害時における福祉避難所の立ち上げ手順及び医療的ケア児等の避難者の対応手順等を確認することにより、福祉避難所の対応能力の維持・向上を図る。

2 日時

10 月 2 日（日）午前 9 時～11 時 30 分

3 場所

日吉津村社会福祉センター（西伯郡日吉津村日吉津 973-9） 等

4 参加機関等

日吉津村、日吉津村社会福祉協議会、鳥取大学医学部附属病院、株式会社フィリップス・ジャパン、鳥取県 約 30 名

5 主要訓練項目

- ・医療的ケア児等の受け入れを想定した福祉避難所の立ち上げ手順の確認
- ・日吉津村災害対策本部と日吉津村社会福祉協議会との連絡手順等、連携態勢の確認
- ・福祉避難所における医療的ケア児等の受入手順の確認

6 訓練内容

（1）想定

災害種別：地震（震度 5 弱）

発災状況：平日・勤務時間中

被災状況：①建物に損傷なし ②停電が発生、水道・ガス・通信は使用可能

（2）内容

- ・地震の発生を受け、医療的ケア児等の避難が必要となったことから、日吉津村災害対策本部は福祉避難所の開設を決定する
- ・福祉避難所となっている日吉津村社会福祉センターでは、センターを運営する村社会福祉協議会が村の要請を受けて福祉避難所を開設する
- ・医療的ケア児（人形）1 名、重症心身障がい者（模擬）1 名が支援者ともに福祉避難所へ避難する

7 得られた知見・成果等

①避難者関係

- ・医療機器などの荷物が多く、避難に労力がかかる→地域での支援が必要。
- ・必要な機材をすべて携えて避難できない場合の対応を考えておく必要がある。
- ・医療機器のバッテリーの限界と、対応に関係者も理解しておく必要がある。
- ・避難所の電源確保の状況を把握し、自宅に留まる選択肢も検討することが必要。

②避難所の開設・運営関係

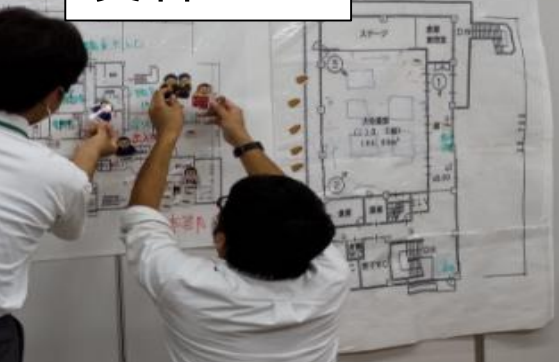
- ・福祉避難所への避難者リストと、避難者の特性を事前に把握しておく必要がある。
- ・福祉避難所に収容できる人数を避難予定者に合わせて再整理する必要がある。
- ・非常用電源の容量、稼働時間、コンセント等を把握しておく必要がある
- ・トイレや下足、廃棄物、感染対策、動線など、避難所運営の細かいルールを決め、チェックリストや掲示物を事前整備しておくこと開設がスムーズになる。
- ・福祉避難所へ役場の職員を派遣するにあたり、役割分担や情報共有の仕組みを整理しておく必要がある。
- ・派遣職員は保健師など医療的ケアや障がいの知識がある者が望ましい。あるいは連絡を密にとれる体制にしておく必要がある。
- ・福祉避難所のレイアウトについて医療機器や介助者を考慮したベッド等の配置が必要となる。一人あたりの避難スペースとして3m四方の広さが必要。
- ・避難者の体調が急変した場合の体制を協議しておく必要がある。
- ・福祉施設で福祉避難所を開設するにあたり、営業への損失補償等の協議が必要。

8 報告会（予定）

日時 令和5年3月16日（木） 13:30～15:30

形式 オンライン（zoom）と会場（ヴィレスト日吉津）のハイブリッド

内容 （1）趣旨説明 県危機管理政策課
（2）実施報告 ①市町村行政の立場から（日吉津村）
②福祉避難所の立場から（日吉津村社会福祉協議会）
③医療機器メーカーの立場から（フィリップスジャパン）
④医療機関の立場から（鳥取大学）
（3）パネルトーク 座長：鳥取大学医学部脳神経小児科 中村裕子助教
助言者：鳥取県災害福祉支援センター 白鳥孝太特任参事



時間	発信元	発信先	内容
9:00			発災
9:03			被害状況確認
9:15	※村本部		建物確認 ひまわり舎付設置準備
9:23	IP無線 不通		被害報告(本部へ直接報告)
9:25	タイ		APR付と2名→2名所 受入準備完了
9:27	本部		福祉避難所用設置申請
9:33	本部		用設置準備完了
9:35			対象者2名 ついでに3名 11エロン(2名)到着 11エロン到着報告



日吉津村における 医療的ケア児等 避難訓練 報告会

ZOOM & 会場開催

福祉避難所で医療的ケアが必要な方を受け入れる体制
づくりについて、避難訓練結果をもとにお伝えします。

令和5年

3月16日 木 13:30~15:30

【会場】 **ヴィレステひえづ** (ホール)
日吉津村大字日吉津930番地

第1部

「報告会」

13:35~14:25

趣旨説明：鳥取県危機管理局危機管理政策課
報告①：市町村の視点から

日吉津村●●課

報告②：福祉避難所の視点から
日吉津村社会福祉協議会

報告③：医療機器メーカーの視点から
株式会社フィリップス・ジャパン

報告④：医療機関の視点から
鳥取大学医学部附属病院

～休憩時間に、会場にて医療機器、衛生資材、医療的ケア児人形等の展示をします～

第2部

「パネルトーク」

14:45~15:20

座長：鳥取大学医学部脳神経小児科
助教 中村 裕子 氏

助言者：鳥取県社会福祉協議会災害福祉支援センター
特任参事 白鳥 孝太 氏

(防災士/自主防災活動アドバイザー)

問合せ先

鳥取県危機管理局危機管理政策課

TEL 0857-26-7584 FAX 0857-26-8137

令和4年度鳥取県医療的ケア児等コーディネーター養成研修 結果概要

1 研修概要 ※オンライン研修

日程	時間	概要（詳細は別添「研修カリキュラム」のとおり）
1日目 令和4年10月20日（木）	9:30～18:00	講義、パネルディスカッション
2日目 令和4年10月21日（金）	9:00～17:30	講義、計画作成のポイント講義・演習
3日目 令和4年11月10日（木）	9:00～17:30	障がい児支援利用計画作成を通じた演習
4日目 令和4年11月11日（金）	9:00～17:30	演習、模擬担当者会議、意見交換、振り返り

2 医療的ケア児等コーディネーターの修了者数、職種及び圏域の内訳

(1) 修了者数 23名

(2) 職種及び圏域の内訳

職種	東部	中部	西部	職種合計
相談支援専門員	2	1	6	9
看護師	5	1	2	8
保健師		1	1	2
理学療法士			1	1
児童発達支援管理責任者	1		1	2
事務職			1	1
圏域合計	8	3	12	23
市町村内訳	鳥取市 7名 岩美町 1名	倉吉市 2名 三朝町 1名	米子市 7名 境港市 4名 江府町 1名	

※（参考）H30～R4 累積

職種	東部	中部	西部	職種合計
相談支援専門員	24	10	24	58
看護師	22	8	16	46
保健師	4	7	6	17
保育士	1	0	1	2
理学療法士	1	0	1	2
作業療法士	1	1	0	2
社会福祉士	1	2	0	3
サービス管理責任者	0	0	1	1
児童発達支援管理責任者	1	0	2	3
介護員	0	1	0	1
児童指導員	1	0	0	1
心理士	1	0	0	1
事務職	0	0	1	1
圏域合計	57	29	52	138
市町村内訳	鳥取市 49名 岩美町 3名 若桜町 1名 智頭町 1名 頭町 3名	倉吉市 20名 湯梨浜町 4名 琴浦町 1名 北栄町 3名 三朝町 1名	米子市 39名 境港市 8名 日吉津村 1名 大山町 1名 江府町 3名	

(未配置市町村・・・南部町、伯耆町、日野町、日南町)

3 今後の対応方針

- ・コーディネーター配置機関の情報公開（子ども発達支援課ホームページにて）
- ・医療的ケア児等の協議の場への参画推進
- ・各市町村におけるコーディネーターの配置促進（各市町村に1名以上を配置する）
- ・コーディネーター養成研修カリキュラムの改訂

令和4年度鳥取県医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修 結果概要

1 研修概要 ※オンライン研修

日時：令和4年9月7日（水）14：00～17：00

概要：講義（実践発表）、演習（グループワーク）（詳細は「3 研修カリキュラム」のとおり）

2 修了者数、職種及び圏域の内訳

(1) 修了者数 12名

(2) 職種及び圏域の内訳

職種	東部	中部	西部	職種合計
相談支援専門員	2	2		4
看護師	2	1	1	4
保健師		2		2
心理士	1			1
介護福祉士		1		1
圏域合計	5	6	1	12
市町村内訳	鳥取市 5名	倉吉市 4名 湯梨浜町 2名	米子市 1名	

3 研修カリキュラム

時間	内容	講師等
13:55～14:00	オリエンテーション	ナーシングデイこすもす 坂本 万理氏
14:00～14:03	挨拶	鳥取県看護協会 松本 美智子氏
14:03～14:10	行政説明	鳥取県子ども発達支援課 内藤 佐弥子氏
14:10～15:00	【医療的コーディネーターの実際】 ●講演 ①医療的ケア児の就学前後の支援及び関係機関との連携と課題について ②一般的な就学との違い、就学に向けた準備と課題について	障害者支援センターくらのよし 礒江 美香氏 湯梨浜町教育委員会 教育総務課 松本 真氏
15:00～15:20	質疑応答、休憩	
15:20～16:30	【演習（グループワーク）】 各受講者自己紹介 講義の感想、課題の共有、解決策の検討等 （1グループ4人）	【進行・アドバイザー】 鳥取県医療的ケア児等支援センター長 玉崎 章子氏 【ファシリテーター】 サポートセンターわくわく 山根 貴之氏 支援センター東部相談窓口 小谷 早苗氏 障害者支援センターくらのよし 礒江 美香氏 鳥取県立中部療育園 谷川 英里氏 鳥取県立総合療育センター 秦 真知子氏 支援センター総合窓口 河藤 知代氏
16:30～17:00	発表・まとめ	鳥取県医療的ケア児等支援センター長 玉崎 章子氏

令和4年度 鳥取県医療的ケア児等支援センターの活動状況について（報告）

令和5年2月22日

子ども発達支援課

1 鳥取県医療的ケア児等支援センター（以下「支援センター」）の開所について

(1) 事業目的

医療的ケア児の支援に関する専門性の高い相談に総合的に対応し、医療的ケア児やその家族、関係機関への適切な支援を行う。

<ビジョン> All-Tottori で行う子どもと家族の地域生活支援

<ミッション>

- ①県内の支援者全員で、子どもたちと家族の地域生活を支援できる体制を作ります。
- ②子どもたち、家族、支援者のニーズに合った情報の発信と共有を行います。
- ③家族、支援者と連携しながら課題解決を行います。
- ④医療、福祉、保育、教育、保健のつながりを大切にします。

(2) 事業内容

①開所日 令和4年6月22日（水）

②設置場所

<総合窓口> 社会医療法人同愛会博愛こども発達・在宅支援クリニック（委託）

<東部相談窓口> 公益社団法人鳥取県看護協会（委託）

<中部相談窓口> 鳥取県立中部療育園（直営）

③業務内容

ア相談支援、イ関係機関との連携・調整、ウ人材育成、エ保護者間交流、オ情報発信

2 実績報告（R4.6.22～R5.1.31）

(1) 相談件数（のべ）

	東部	中部	西部	合計
来所	8	5	15	28
電話	135	23	100	258
メール	47	11	132	190
FAX	0	0	1	1
オンライン	4	0	18	22
訪問	12	51	16	79
その他	2	0	0	2
合計	208	90	282	580

(2) 相談内容

①相談内容別件数（圏域別）

(件)

	東	中	西	合計
生活☒	39	0	7	46
就園や就学	9	7	11	27
園・学校での支援	3	6	1	10
事業所等での支援	2	2	1	5
制度や手続き	10	0	11	21
医療	25	4	2	31
受入れ体制整備	3	0	20	23
研修希望	2	0	8	10
その他	14	9	35	58
合計	107	28	96	231

相談内容（%） ※その他抜き

	東	中	西	合計
生活☒	42%	0%	11%	27%
就園や就学	10%	37%	18%	16%
園・学校での支援	3%	32%	2%	6%
事業所等での支援	2%	11%	2%	3%
制度や手続き	11%	0%	18%	12%
医療	27%	21%	3%	18%
受入れ体制整備	3%	0%	33%	13%
研修希望	2%	0%	13%	6%

②相談内容別件数（相談者別）

(件)

	保護者	園関係	教育関係	医療関係	行政関係	その他	合計
生活☒	32	0	0	8	0	6	46
就園や就学	10	3	0	1	10	3	27
園・学校での支援	1	1	1	1	6	0	10
事業所等での支援	1	0	0	0	2	2	5
制度や手続き	2	0	0	13	1	5	21
医療	16	0	1	7	4	3	31
受入れ体制整備	3	0	0	2	6	12	23
研修希望	0	0	7	0	0	3	10
その他	11	0	0	6	12	29	58
合計	76	4	9	38	41	63	231

(3) その他

①研修

相談支援従事者初任者研修、
 医療的ケア児等コーディネーター養成研修、フォローアップ研修
 学校における医療的ケア研修会、
 鳥取大学現職教員研修
 小児在宅医療救急研修
 皆生養護学校初任者研修

②会議等（抜粋）

個別支援会議、移行支援会議、退院カンファレンス、支援者会議、園・学校見学同行、
 医療的ケア児等の支援に関する連携推進会議、西部医療的ケア児受入放課後デイサー
 ビス交流会、鳥取市公立保育園園長会、東部重心連絡会、圏域自立支援協議会、各施設
 視察、クリスマスコンサート、県災害対応ネットワークキックオフミーティング、日本
 財団医療的ケア児ネットワークカフェ

<事業名> (新規)「医療的ケア児等の送迎支援モデル事業」(案)**■事業概要**

医療的ケア児等が自宅等から医療機関(受診、入院等)への移動に際して要する、福祉車両タクシー費用及びタクシーに同乗する看護師費用の一部を助成する。
本事業は、モデル事業として導入し、令和5年度は準備期間、令和6年度に実施を図る。

<素案>**■事業実施主体**

R5年度 鳥取県

R6年度 市町村(実施は任意)。

■事業内容

- ① 協力事業者(タクシー運行)の確保
- ② 利用者の登録、利用申請による送迎。
- ③ 利用者の利用時の補助(タクシー運行者へ支払)

■対象者

県内在住者のうち、①②いずれか ※グループホーム入居者も対象。施設入所者は対象外。

- ① 重症心身障がい児者
- ② ストレッチャーあるいはリクライニング式車いす等による移動が必要な医療的ケア児

■対象となる移動

- 自宅等～医療機関(外来受診、入退院等)
※出発地～目的地以外の経路は補助対象外。

■自己負担額**①福祉車両タクシー費用**

タクシー利用料金の1/2

自己負担上限額は、片道(1便)につき2,500円。

※手帳による割引等、使用可能なその他助成事業との併用を可とする。

②同乗看護師費用

片道(1便)につき500円

※看護師の帰路(復路)費用も必要な場合は、往路と同額を利用者が負担する。

■支援の上限

- 対象者一人につき、月2回まで

※1回あたりの上限便数は2往復(4便)

ただし、2圏域を超える移動は1日1往復までとする。

- 片道の距離は140km以内とする。※140kmを超える部分は自費。

■看護師の報酬単価

- 30分につき5,500円を上限とし、要した額

令和5年度 医療的ケア児者に関わる県の事業（案）

（単位：千円）

分野	番号	事業名	概要	担当課	R4 予算額	R5 要求額	財源		
							国	県	その他
保健・福祉	1	医療的ケア児等総合支援事業	<p>医療的ケア児等とその家族に係る多様な課題解消に向け、令和3年9月18日に施行された医療的ケア児支援法に基づく「医療的ケア児等支援センター」を設置するとともに、医療的ケア児者の在宅支援に係る人材の育成・確保等を総合的に行い、地域で安心して生活できる環境を整える。</p> <p>（1）医療的ケア児等支援センター設置事業 医療的ケア児に関する相談、関係機関との連携・調整、コーディネーター養成研修等人材育成に対応するセンターを設置し、医療的ケア児やその家族等の適切な支援に繋げる。 ○医療的ケア児等支援センター（総合窓口）の設置 医療的ケア児支援マネージャー（看護師1名、理学療法士1名）、事務職1名を配置。 ○東部相談窓口の設置 医療的ケア児支援マネージャー（看護師1名）、事務職1名を配置。 ※中部相談窓口は県直営</p> <p>（2）医療的ケア児に係る訪問看護師育成支援事業 医療的ケア児の訪問看護を行う際に、経験の少ない他の訪問看護ステーションの訪問看護師を育成目的で同行させた場合、それぞれの訪問看護ステーションに人件費相当額を補助し、医療的ケア児の支援ができる訪問看護ステーションの拡大を図る。 補助単価：参加側（看護師1名ごと）、受入側とも1.1万円/回</p> <p>（3）医療的ケア児等の在宅支援を担う看護職員等養成研修事業 医療的ケア児等の支援について専門的知識を有する拠点施設の看護師等が、県内で医療的ケア児等の在宅支援に関わる事業所職員等を対象に、医療的ケアの技能・NICUからの在宅移行並びに在宅支援に関する研修を実施する。</p> <p>（4）医療的ケアを要する小児慢性特定疾病児童等の一時預かり事業 医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等の居場所の確保及び家族のレスパイトを目的として、当該児童を一時的に預かり、必要な療養上の管理、日常生活上の世話その他必要な支援を行う。</p>		42,810	39,791	一部1/2	1/2又は単県	-
	2	障がい児者在宅生活支援事業	<p>障がい児者のニーズが高いものの、障害者総合支援法等による支給の対象とならないサービスのうち、県が定めた事業を実施する市町村に補助することにより、障がい児者の在宅生活を支援する。</p> <p>（1）施設入所障がい児者等在宅生活支援事業 障害者支援施設等に入所している障がい児等に対し、一時帰宅中の障害福祉サービス利用経費を補助する。（県1/2、市町村1/2）</p> <p>（2）家庭外看護師派遣支援事業 日常的に医療行為が必要な障がい児者が、家庭外で4人以上集まり活動する場合の看護師等派遣経費を補助する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3）</p> <p>（3）エアーマットレスレンタル助成事業 体位変換に常時介助を要する在宅生活中の重度身体障がい児者にエアーマットレス料を補助する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3）</p> <p>（4）要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業 要医療障がい児者を受け入れるために看護師等を配置した事業所に、看護師等配置経費及び訪問看護利用経費を助成する。（県1/2、市町村1/2） 【R5】長時間派遣利用の加算を追加</p> <p>（5）要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成事業 要医療障がい児者を受け入れるために看護師等を配置した事業所に、医療機器の購入経費を補助する。（県1/2、市町村1/2）</p> <p>（6）重度障がい児者地域移行推進事業 入所中等の医療的ケアを要する重度障がい児者を対象に、グループホーム等での生活体験を実施する事業所に必要な経費を補助する。（県1/2、市町村0～1/2、事業所0～1/2）</p> <p>（7）入院時付添依頼助成事業 常時の付き添いが求められる重症心身障がい児者等が入院した際に、家族以外の者に付き添いを依頼した場合の必要経費を助成する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3）</p> <p>（8）家庭内排痰補助装置助成事業 常時又は随時排痰が必要な重度身体障がい児者等に排痰補助装置のリース料を補助する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3）</p> <p>（9）身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業 身体障害者手帳（聴覚機能障害）の交付対象とならないが、補聴器が必要な難聴児に対して、補聴器の購入費等を補助する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3）【R5】対象機種、乾燥機の追加</p>	子ども発達支援課	10,555	10,722	-	単県	-
	3	障がい児者事業所職員等研修事業	重症心身障がい児者、医療的ケア児等に携わる支援者の育成を行い、利用できる障がい福祉サービス事業所等を増やし、障がいのある方の在宅生活を支援するため、当該事業所の職員を対象に支援方法等に関する研修を行う。		345	345	-	単県	-
	4	医療型ショートステイ総合支援事業	<p>医療的ケアの必要な重度障がい児者の地域生活を支援するため、県内の医療機関等が実施する医療型ショートステイに係る支援の充実を図る。また、総合療育センター（以下「センター」という。）のショートステイ利用が増加傾向にあり、希望に沿った利用ができない状況にあることから、西部圏域における地域生活支援を充実することで、より多くの利用希望者のニーズに対応できる体制を構築する。</p> <p>（1）訪問型レスパイト支援モデル事業補助金（補助率：県10/10） 医療的ケアの必要な障がい児者（県内に在住するセンター利用者に限る）のレスパイトの多様化に対応するため、訪問看護ステーションの看護師が自宅等を訪問し、家族に代わって医療的ケアを伴う見守りを行うことで、センターのショートステイ利用者の集中化を緩和する。 【補助内容】：訪問看護サービスを行った場合のサービス提供相当額（2時間を超えた部分）から、自己負担530円を控除した額を補助する。（一人当たり年間のべ36時間を上限）</p> <p>（2）医療型ショートステイ利用促進モデル事業補助金（補助率：県10/10） 西部圏域周辺の医療機関である国立病院機構松江医療センターでのショートステイ利用の促進を図ることにより、複数のショートステイ事業所の利用を確保し、センターのショートステイ利用者の集中化を緩和する。 【補助内容】：松江医療センターまでの交通費を補助する。 （送り迎えの2往復分、自家用車利用：6千円/回、UDタクシー利用：18千円/回）</p> <p>（3）重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業補助金（補助率：県10/10（ヘルパー等派遣事業：当該利用者負担額を除いた額に対して10/10）） 医療的ケアの必要な重度障がい児者やその家族が地域で安心して生活できる環境を整備するため、県内の医療機関等が実施する医療型ショートステイに係る支援の充実を図る。</p>		25,439	25,392	-	単県	-
	5	NICUからの地域移行支援事業	新生児集中治療室又は集中治療室での治療が終了し、自宅移行に向けての支援を行う場合において、訪問看護師等が関わる仕組みを強化し、児童及び保護者が安心して自宅へ帰り、地域で安心安全な生活が送れるよう支援を行う。		800	776	-	単県	-
	6	医療的ケア児等に係る人材確保事業	重症心身障がい児及び医療的ケア児（以下「医療的ケア児等」という。）を支援する障害児通所支援事業所等の充実が求められる一方、県内事業所は支援に必要な看護師等の人材確保が難しい状況にあり、障がい福祉分野における人材確保が課題となっていることから、県内学生へのPR及び理解・啓発事業を展開することで、障がい福祉分野の人材確保を図る。		315	301	-	単県	-
	7	【6月補正予定】医療的ケア児等の送迎支援モデル事業	医療的ケア児等の医療機関（受診、入院等）への送迎に際して、タクシー代及び付添い看護師に係る経費を支援するとともに、事業所の送迎体制を強化するため大型福祉車両購入費用を助成する。		-	精査中	-		
	8	障害福祉サービス利用コーディネーター機能強化事業	複数のサービス種別・事業所を組み合わせをコーディネートする人材である「相談支援専門員」が不足しており、相談支援専門員を新規に配置する事業所、追加で配置する事業所に対して、相談支援専門員の設置にかかる人件費の一部を支援する。		-	3,000	-	-	単県

分野	番号	事業名	概要	担当課	R4 予算額	R5 要求額	財源			
							国	県	その他	
保健・福祉	9	重度障がい児者支援事業	重症心身障がい児者等が地域で生活しやすくするため、通所による日中活動の場における支援や在宅支援の充実を図る障害福祉サービス事業所等運営法人に対して人件費等に対する助成を行う。 (1) 重度障がい児者日中支援事業(県1/2、市町村1/2) 生活介護事業所、短期入所事業所、放課後等デイ事業所において、重症心身障がい児者等の日中支援を行う社会福祉法人等に対し、1:1 相当の配置に係る人件費から事業者が得る相当の自立支援給付費を引いた差額の助成を行う。 (2) 「鳥取県型(要介護障がい者支援特化型)生活介護事業所」運営支援事業(県1/2、市町村1/2) 生活介護事業所において、超重度障がい者に対しサービスを提供する際に看護職員を配置し医療的ケアを行う社会福祉法人等に対し、事業所運営に要する経費の助成を行う。 (3) 在宅医療的ケア児者支援体制強化事業 訪問系のサービスについては、手厚いケアが必要な重度者への支援を積極的に提供するインセンティブが殆どない制度(基本報酬は時間区分のみによって単価設定)となっているため、独自の加算制度を設ける。また、遠隔地の利用者宅への移動や通院移動時(運転時)についても、事業者の負担を軽減するための独自の加算制度を設ける。 (4) たん吸引研修等受講奨励金交付事業 たん吸引等の資格を得るための研修を受講する際に、サービス提供をしていれば本来得られたであろう報酬額の1/2程度の奨励金を交付し、資格取得者を増やす。	障がい福祉課	170,548	54,905	—	単県	—	
	10	鳥取県重度障がい児者及び強度行動障がい児者利用施設基盤整備事業	生活介護事業所、グループホーム、短期入所事業所、放課後等デイ事業所において、重症心身障がい児者及び強度行動障がい児者を受け入れるために必要な施設の整備を行う社会福祉法人等に対して整備に必要な経費の助成を行う。 (鳥取県社会福祉施設等施設整備事業の県負担額を上限とする)	障がい福祉課	142,571	22,200 (R4補正で前倒し実施)	—	単県	—	
	11	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	重度障がい者等の地域生活を支援するため、重度障がい者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対し、支援を行う(補助率:サービス事業費から国庫負担基準額を除いた市町村負担額の3/4※の額(国1/2、県1/4、市町村負担1/4) ※財力指数に応じた減率あり)	障がい福祉課	72,294	99,070	2/3	1/3	—	
	12	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(特定の者対象)事業	特定の者(障がい者等)に対するたんの吸引等の特定の医行為を適切に行うことができる者を養成する研修を実施する。	障がい福祉課	1,731	1,731	—	—	基金	
	13	難病等医療費助成事業	指定難病(338疾患)患者に対して医療費の一部を公費負担する。	健康政策課	879,046	954,569	1/2	1/2	—	
	14	難病患者療養支援事業	難病患者に対する受入病院の確保を図ると共に、患者及びその家族等に対する相談支援や在宅療養支援を行う。 (1) 難病患者地域支援対策推進事業 難病患者の療養生活を支援するため、医療相談会、保健師等による訪問指導(診療)・訪問相談を実施する。 (2) 在宅難病患者一時入院事業 常時介護等を必要とする難病患者の在宅での療養環境を整備するため、家族介護者の休息等を目的とする一時入院を行う病床を確保し、医療機関に受入れを委託する。 (3) 在宅人工呼吸器使用患者支援事業 人工呼吸器を使用する難病の患者が在宅において適切な医療を受けることができるよう、訪問看護ステーションに訪問看護を委託する。	健康政策課	11,868	10,369	1/2	1/2	—	
	15	難病相談・支援センター等設置委託	難病相談・支援センターを鳥取医療センター及び鳥取大学医学部附属病院内に設置し、患者・家族等からの相談を受け付けるとともに、研修会・サロンを開催し、患者団体に対する支援を行う。また、難病医療の提供体制の充実を図るため、鳥取県難病医療連絡協議会を鳥取大学医学部附属病院内に設置し、患者の療養先の確保、在宅患者の一時入院調整、在宅療養支援等を行う。	健康政策課	21,534	22,608	1/2	1/2	—	
	16	保育サービス多様化促進事業	(1) 単県事業 各市町村が特別な支援が必要と認めた保育所等入所児童に対して、保育士等を配置する経費等を助成する市町村に補助する。 ア 障がい児保育 各市町村が特別な支援が必要と認めた子どもに対して、保育士等を配置する場合に助成 イ 乳児保育 特定教育・保育施設及び地域型保育事業所が、途中入所の乳児を担当する保育士を年度当初から配置する経費について助成(私立施設のみ) (2) 間接補助事業 医療的ケア児保育事業(国2/3、都道府県1/6、市町村1/6) 地方公共団体において、看護師等の雇い上げ等に要する経費の一部を補助し、保育所において医療的ケア児の受け入れができる体制整備を行う。	子育て王国課	127,643	136,796	2/3	1/6 又は 単県	—	
	17	小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性特定疾病児童の医療費の一部を公費負担し、患者家族の負担軽減と治療研究の促進を図る。	家庭支援課	99,438	99,438	1/2	1/2	—	
	18	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	市町村が行う特殊寝台等の日常生活用具18品目の給付に対して補助を行う。	家庭支援課	512	512	1/2	1/2 又は 1/4	—	
	19	小児慢性特定疾病交通費助成事業	県内医療機関で対応できない小児慢性特定疾病の治療のため、小児慢性特定疾病児童が県外医療機関を受診するための交通費の一部を助成する。	家庭支援課	1,532	1,532	—	単県	—	
	20	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等(以下「慢性疾病児童等」という。)の自立及び成長支援について、慢性疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行うとともに、地域の社会的資源を活用し、利用者の環境等に応じた支援を行う。 (1) 慢性疾病児童等地域支援協議会運営事業 慢性疾病児童等及びその家族に必要な支援、実施事業、事業等の効果について審議等を行う。 (2) 相談支援事業、交流・研修事業(一社)つなぐプロジェクトに委託 慢性疾病児童等及びその家族への各種相談対応及び情報提供、患者(保護者)同士の交流、疾病に関する研修会及び就職支援、介護者支援(きょうだい支援含む)、学習支援等を実施する。	家庭支援課	3,302	5,112	1/2	1/2	—	
	教育	21	特別支援学校教職員人件費	常勤看護師配置及び非常勤看護師の配置を行う。	教育人材開発課	人件費	人件費	1/3	2/3	—
		22	特別支援教育充実費(医療的ケアを必要とする幼児児童生徒学習支援の充実)	特別支援学校において児童生徒等が安全かつ安心して学校生活を送ることができるような環境の整備を行う。 ・鳥取県公立学校における医療的ケア体制整備検討分科会の開催 ・学校看護師の保険加入	特別支援教育課	392	467	—	単県	—
		23	特別支援教育専門性向上事業(医療的ケア専門性向上事業)	幼児児童生徒の教育を支える医療的ケアについて、基礎的な知識・理解や安全な手技の実施、呼吸や姿勢に関する日常的な支援事項等を研修し、充実した学校教育を実施できるようにする。 ・学校における医療的ケア連絡協議会(教職員、看護師対象) ・学校における医療的ケア研修会(教職員、看護師等対象) ・学校における医療的ケア看護師研修会(看護師対象) ・重症心身障がい児及び医療的ケア児の理解促進研修会(教職員対象) ・常勤看護師の県外研修派遣(1名) ・常勤看護師のWeb研修受講(2名)	特別支援教育課	605	681	—	単県	—